

仙北市総合給食センター(仮称)

基本設計業務委託

公募型プロポーザル実施要項

仙北市教育委員会

## 1. 業務概要

### (1) 業務の名称

仙北市総合給食センター（仮称）基本設計業務委託

### (2) 業務の内容

仙北市総合給食センター（仮称）建設に係る基本設計

なお、詳細は別紙の仙北市総合給食センター（仮称）基本設計業務委託仕様書によるものとする。

### (3) 業務の趣旨

仙北市は、田沢湖、角館、西木の3つの学校給食センターで市内12の小中学校及び支援学校に給食を提供している。また、3センターともに施設設備の老朽化が進行しているのに加え、学校給食衛生管理基準への適合性に向け抜本的な改善が必要となっている。

建設等にあたっては、給食提供を中断させることなく継続的に行うために、既存施設は稼働させながら、建設予定地へ新たに総合給食センター建設を予定している。

この基本設計業務については、衛生管理、調理能力、環境への配慮、経済性など様々な視点から最良なものを選択し、設計に反映させた質の高い提案を求め、その内容及び適正等を総合的に判断し、本業務に最も適した設計業者の選定するために公募型プロポーザルを実施する。

### (4) 事務局

〒014-0392

秋田県仙北市角館町東勝楽丁19

仙北市教育委員会 教育総務課 管理係 担当：小林、鈴木

T E L : 0187-43-3381 F A X : 0187-54-1727

E-mail: kysomu@city.semboku.akita.jp

## 2. プロポーザルに係る日程

①プロポーザル実施の公募開始日	平成29年9月20日
②関係書類の交付並びに参加意思 表明書及び質疑書の受付期間	平成29年9月21日～9月28日まで
③質疑に対する回答	平成29年10月3日
④審査書類受付期間	平成29年10月4日～10月18日まで
⑤プレゼンテーション及びヒアリング 審査	平成29年10月23日(予定)
⑥審査結果通知	平成29年10月27日(予定)

## 3. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加申込者」という。）は、この公告日において次の要件を全て満たしているものとする。なお、共同企業体での申込みは認めない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中、又は更生手続中でないこと。
- (4) 仙北市財務規則（平成17年9月20日規則38号）第102条の規定による平成29・30年度仙北市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。未登録の場合は、参加申込書の提出期限までに登録を行うこと。仙北市ホームページ>行政情報>入札・契約 各種様式等で案内しており、登録される際は事前に「仙北市契約検査室 電話番号0187(43)1119へ連絡の上、手続きを行うこと。
- (5) 参加表明書の提出期限の翌日から契約の日までの期間に市から指名停止の措置を受けている者でないこと
- (6) 役員（役員として登記または届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- (7) 秋田県内に契約締結先となる本店又は支店若しくは営業所を有していること。
- (8) 建築士法（昭和25年法律202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (9) 元請（単体企業又は設計共同体の代表者）として学校給食を供給することができる施設の基本設計業務又は実施設計業務を「学校給食衛生管理基準」（平成21年文部科学省告示第64号）に対応し完了した実績があること。
- (10) 本業務において管理技術者並びに意匠、構造、積算、電気、機械及び造成の各担当主任技術者をそれぞれ配置すること。
- (11) 管理技術者は、担当主任技術者を兼任しないこと。また、担当主任技術者についても他の担当主任技術者を兼任しないこと。
- (12) 管理技術者は、一級建築士資格を有すること。
- (13) 管理技術者は公告日において3ヶ月以上の直接的な雇用関係にあること。
- (14) 厨房機器については、必ず協力業者を加えることとし、第1号、第2号、第3号、第5号及び第6号の要件を全て満たしている者とする。厨房機器協力業者は、複数の提案者の厨房協力業者となっても差し支えないが、参加者との設計内容を協力した他の提案者に漏らしてはならない。なお、その他の専門分野について協力業者を加えることができるが、協力業者は第1号、第2号、第3号、第5号及び第6号の要件を全て満たしている者とする。  
また、協力業者となった者は、本プロポーザルの参加申込者としての参加はできない。

#### 4. 参加意思表明書の提出等

本プロポーザルの参加資格を満たしていると見込まれ、参加する意思がある者（以下「参加意思表明者」という。）は、参加意思表明書（様式1）を次のとおり提出するものとする。なお、参加意思表明書の提出がない者は、質疑書の提出及びプロポーザルの参加について一切認めない。

##### （1）提出受付期間

平成29年9月21日（木）から28日（木）までの午前9時から午後5時までとする。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

##### （2）提出方法

参加意思表明書（様式1）に必要事項を記入の上、持参により提出すること。

##### （3）提出場所

事務局

##### （4）参加辞退

参加意思表明書を提出後に、参加辞退をする場合、また参加資格を満たさないことがわかった場合は、速やかにその旨を事務局に任意の書式にて届け出ること。

#### 5. 質疑書の提出

本プロポーザルに関し、質疑がある場合は、参加意思表明書（様式1）を提出した上で、質疑書（様式2）を次のとおり提出すること。

##### （1）受付期間

平成29年9月21日（木）から28日（木）までの午前9時から午後5時までとする。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

##### （2）提出方法

質疑書（様式2）に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。

ただし電子メール送信後、電話にて必ず事務局へ受信確認を行うこと。

なお、電話及び口頭による質疑は受け付けない。

##### （3）提出先

事務局

##### （4）質疑に対する回答

質疑に対する回答は、平成29年10月3日（火）午後5時までに、回答書を質問者の名称等を伏せた上で全ての参加意思表明者に電子メールにて送信する。

#### 6. 審査書類の提出

参加申込者は、別紙「プロポーザル提出書類作成要領」を参照の上、次のとおり提出すること。

##### （1）提出書類

- ①参加申込書 . . . . .（様式3）
- ②設計事務所の概要について . . . . .（様式4）
- ③設計事務所の主要業務実績について . . . . .（様式5）
- ④管理技術者の業務実績等について . . . . .（様式6）
- ⑤配置予定技術者の有資格者数について . . . . .（様式7）
- ⑥各担当主任技術者の業務実績について . . . . .（様式8）
- ⑦協力事務所について . . . . .（様式9）
- ⑧業務実施方針 . . . . .（様式10）
- ⑨技術提案書 . . . . .（様式11-1～11-7）
- ⑩見 積 書 . . . . .（様式12）

(2) 提出受付期間

平成29年10月4日(水)から18日(水)の午前9時から午後5時までとする。  
(土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 提出部数

①～⑦・⑩は1部、⑧、⑨は11部

(4) 提出方法

持参により提出すること。

(5) 提出場所

事務局

(6) 資格審査

提出された書類に基づき、事務局において資格審査を行う。なお、資格審査の通知については、「8. プレゼンテーション及びヒアリング」に示すとおりとする。

## 7. 提案の内容

本施設全体に対し、次の内容について提案及び考え方を求める。

【テーマ1】安全・安心な学校給食の提供

① 学校給食衛生管理基準の遵守 (HACCP の理念に基づいた衛生管理)

【テーマ2】円滑な調理環境の整備

① 調理作業等の効率性

② 操作性、作業性に優れた厨房機器の配置

【テーマ3】食物アレルギーへの対応

① 食物アレルギー対応専用調理室の整備

【テーマ4】適切な施設・設備の維持管理

① 施設・設備のライフサイクルコスト、ランニングコストの縮減

【テーマ5】環境への配慮

① 周辺環境への配慮

② 環境負荷の低減

【テーマ6】民間活力の導入

① 調理等業務における民間委託導入を考慮した施設整備

【テーマ7】イニシャルコストの縮減

① 建築費抑制のための建築提案

## 8. プレゼンテーション及びヒアリング

提出された審査書類に基づき、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション」という。）の対象者とする。

対象者には、プレゼンテーションの方法や説明時間等の詳細事項について書面で通知する。プレゼンテーションの日時等は次のとおりとする。

(1) 日時

平成29年10月23日(月) (予定)

(2) 場所

未定

## 9. 審査の方法及び結果の通知

本プロポーザルの審査は、仙北市総合給食センター（仮称）建設工事設計業務委託公募プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施する。

### (1) 審査方法

提出された書類について、審査委員会においてプロポーザル評価項目及び評価事項に基づく書類審査、プレゼンテーション審査を行い、最適任者及び次点者を各1名選定する。得点の最も高い提案が2以上ある場合は、当該参加者によるくじ引きにより最適任者を決定する。

### (2) 結果通知

審査結果について、平成29年10月27日(金)(予定)にプレゼンテーションを行った全ての参加者に通知する。

### (3) 異議申立て

審査結果については、一切の異議申立てを認めない。

## 10. 設計業務の委託

- ①最適任者を本業務の第1位契約候補者とし、契約締結交渉を行う。
- ②最適任者が契約を辞退したとき、又は契約交渉が不成立となった場合には、次点者と契約の交渉を行う。
- ③本業務の委託料については、11,500,000円(税込)を上限とする。

## 11. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①提出書類に虚偽の記入があった場合
- ②審査委員に対して質疑等の連絡を行った場合
- ③本実施要項に違反すると認められた場合
- ④本委託料上限額を超える見積を行った場合

## 12. 提出書類の取扱い

- ①書類提出後、事務局より指示がないものについての記入内容の変更、追加及び再提出は認めない。
- ②提出された全ての書類、資料等は返却しない。
- ③提出された各書類の著作権は、元来、第三者に帰属するものを除き、各参加者に帰属する。
- ④提出された各書類の中で、第三者の著作権を使用する場合は、その承諾を得ること。第三者の著作権の使用の責は、使用した参加者に全て帰する。

## 13. その他

- ①書類の作成、提出、プレゼンテーション等に係る一切の費用は、参加者負担とする。
- ②契約者の技術提案の内容については、今後の設計に制約を与えるものではない。
- ③本業務を実施する管理技術者及び各担当主任技術者については、提出書類に記入された者とし、本市が特別な理由があると認めた場合を除き変更することはできない。
- ④現地説明会は開催しない。
- ⑤この要項に定めるもののほか、必要な事項は審査委員会が定める。

## 14. 提出書類等

### (1) 提出様式

- ①参加意思表明書 . . . . . (様式1)
- ②質 疑 書 . . . . . (様式2)
- ③参加申込書 . . . . . (様式3)

- ④設計事務所の概要について . . . . . (様式4)
- ⑤設計事務所の主要業務実績について (様式5)
- ⑥管理技術者の業務実績等について (様式6)
- ⑦配置予定技術者の有資格者数について (様式7)
- ⑧各担当主任技術者の業務実績について (様式8)
- ⑨協力事務所について . . . . . (様式9)
- ⑩業務実施方針 . . . . . (様式10)
- ⑪技術提案書 . . . . . (様式11-1～11-7)
- ⑫見 積 書 . . . . . (様式12)

(2) 参考資料

- ①建設地位置図 (資料1)
- ②建設地区域図 (資料2)
- ③配送校一覧 (資料3)

(3) その他

- ①プロポーザル評価項目及び評価事項
- ②プロポーザル提出書類作成要領
- ③仙北市総合給食センター (仮称) 基本設計業務委託仕様書
- ④仙北市総合給食センター (仮称) 基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要項